

議案第13号

第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和6年3月6日提出

清水町長 阿部 一 男

第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年清水町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「及び深夜割増報酬」を「、深夜割増報酬、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第12条を第14条とし、第11条を第13条とし、第10条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

（期末手当）

第10条 第1号会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。

- （1） 期末手当は、6月以上の任用期間をもって任用された第1号会計年度任用職員又は6月未満の任用期間をもって任用され、1会計年度内で同一の任命権者に再度任用されることによりその任用期間が合計6月以上となった第1号会計年度任用職員で、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して支給する。
- （2） 期末手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）に給与条例で定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。この場合において、再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。

在職期間	割合
6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の80
3月以上5月未満	100分の60
3月未満	100分の30

2 前項に規定するもののほか、第1号会計年度任用職員の期末手当の支給については、給与条例の規定により一般職の常勤職員に支給される期末手当の例による。

(勤勉手当)

第11条 第1号会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、次の各号に定めるところにより、勤勉手当を支給する。

(1) 勤勉手当は、6月以上の任用期間をもって任用された第1号会計年度任用職員又は6月未満の任用期間をもって任用され、1会計年度内で同一の任命権者に再度任用されることによりその任用期間が合計6月以上となった第1号会計年度任用職員で、基準日にそれぞれ在職するものに対して支給する。

(2) 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。

(3) 前号の勤勉手当基礎額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）とする。

2 前項に規定するもののほか、第1号会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、給与条例の規定により一般職の常勤職員に支給される勤勉手当の例による。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。